### いつか役に立つ

# 法律知識

日常生活の中で起こる可能性のある様々な事例に対して、法律に基づいた対応策を紹介します。



弁護士 **大橋 征平** 総務課 主幹 (所属:福島県弁護士会)

# Q

## 原発避難者が避難先でワクチン接種を受けるには どうしたらよいか

私は、原発事故による避難のため、住民票を福島県内に残したまま、宮城県に居住しています。私のように、住民票上の住所と実際の居住場所が違う場合、新型コロナワクチン接種の手続はどのようになるのでしょうか。



A

それでは、原発事故避難者の地位を説明した上で、ワクチン接種について説明したいと思います。

#### 【原発事故避難者の地位について】

原発事故の避難指示により、福島県内の多くの住民が福島県内や県外への避難を強いられました。これにより、住民票がある自治体から基本的な行政サービスさえ受けることが困難となりました。そこで、原発避難者が、住民票がある自治体から受けることが困難な行政サービスを避難先の自治体から受けられるように「原発避難者特例法」が制定されました。この法律には、避難者は居住する避難先の自治体から行政サービス(総務省により指定されたものに限る。)を受けることができるようになると記されています。また、その中には、予防接種に関する事務も指定に含まれています。

このように、避難者は住民票を移さずに避難先の自治体から様々な行政サービスを受ける地位が保障されており、予防接種を受ける地位についても保障されています。

#### 【新型コロナワクチン接種の手続について】

上記のように、原発避難者は避難先の自治体で予防接種を受けることができますが、従来、避難先の自治体で予防接種を受ける場合は、避難先の自治体に事前申請が必要でした。しかし、今回の新型コロナワクチン接種においては、住民票がある自治体で事前申請を行い、避難先の自治体では申請手続を行わなくてもよいことになっています。そのため、避難先の自治体で手続を行わなくても、住民票がある自治体から「接種券」と「住所地外接種届出済証」が届きます。接種の予約を行った上で、これらの書類と身分証明書を接種会場で提示すれば、避難先の自治体で接種を受けることができます。